

**令和 7 年度介護職魅力発信 P R 映像作成業務（求職者向け）
企画提案仕様書**

1 委託業務名

令和 7 年度介護職魅力発信 P R 映像作成業務（求職者向け）

2 委託業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務目的

若者やアクティブシニア層、子育てを終えた層など、現在仕事を求めている者や今後働き手となり得る者を対象に、介護職の仕事や魅力等を P R することを目的とした映像を作成することにより、介護職への理解及び多様な人材の就業の促進を図ることを目的とする。

4 委託料上限額

2,500,000 円（消費税込み）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり契約金額ではない。

5 委託業務内容

■介護職魅力発信 P R 映像の作成（本編各テーマ 7 分程度の計 2 本、ダイジェスト版 1 分程度を想定）

- （１）制作する映像の構成、台本作成、ナレーション原稿の作成
- （２）映像制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、音声収録
- （３）映像を収録した D V D 等の複製
- （４）納品・発送

（特記事項）

■ P R 映像の内容

内容は以下のとおりとする。ただし、求職者が求める情報や提案者の作成スケジュール等を加味し、企画提案書において内容を変更しても差し支えない。
なお、最終的な内容は、委託業者決定後、改めて協議するものとする。

- ①「ノーリフティングケア」、「介護支援専門員」の2つをテーマに介護職のネガティブイメージを払拭し、魅力を伝える内容とすること。
- ②介護職未経験者が見ても理解できる内容とすること。
- ③介護職が実際に業務に従事する様子を撮影し、その映像をとおして詳細な仕事内容や魅力がより視聴者に伝わる内容とすること。
- ④取材先は県と協議の上決定すること。

■より魅力発信に適した映像時間、映像本数等がある場合、県の指定する時間、本数によらない提案を可とする。

■制作した映像をより効果的に周知するためのプロモーション方法があり、本委託事業で実現可能な場合には、提案に含めること。

6 取材・撮影について

(1) 映像の撮影

本業務に使用する映像は新たに撮影するものとし、撮影場所は沖縄県内とすること。やむを得ず既存の映像を使用する場合は沖縄県と協議すること。

(2) ディレクション

映像のシナリオに基づき、ロケーションハンティングを行うこと。

7 制作する映像について

(1) 映像の字幕

映像作品には聴覚障がい者でも理解できるような字幕を付けること。

(2) 映像の内容

ナレーションやテロップを挿入すること。また、映像のイメージにあったBGMおよび効果音を付けること。

(3) 映像の規格

画角（アスペクト比）を 16 : 9、画質のクオリティをハイビジョン（1080p 相当）とすること

8 用途

- (1) 公共機関・施設での放映
- (2) インターネットでのウェブ配信
- (3) その他

9 成果物について

(1) DVDマスター 2枚

※家庭用DVDプレーヤーで再生できる形式とし、トールケースに入れること。

(2) DVD（配布用）約200枚

※家庭用DVDプレーヤーで再生できる形式とし、スリムプラケースに入れ、コピーガードを設けること。また、レーベル面にはタイトルをデザインして印刷すること。

(3) USB（配信用）2本

※MP4等配信に適した形式とすること。

(4) 本映像制作のために撮影した映像素材一式

※DVD-R等適切な媒体に収録して提出すること。

10 納品場所

(1) 沖縄県保健医療介護部高齢者介護課

(2) 県内自治体や就労支援機関等（送付先は約100ヶ所を想定）

11 納品期限

令和8年3月31日

12 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。また、成果品の二次使用については、契約期間終了後も可能とする。

ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触する場合は、受託者の責任を持って処理すること。

13 再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(1)一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる業務」という。）

については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、あらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることができる。

○契約の主たる部分

- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

(2)再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3)再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこと限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集、整理（アンケート調査に係る回答の収集を含む。）
- ・ 複写
- ・ データの入力及び集計

13 その他留意事項

- (1) 受託者は、定期的に県との連絡会議を開催して委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認を行うこと。
- (2) 受託者は、本事業の実施にあたって、専任の担当者を置くこととし、その者は全ての調整に応ずること。
- (3) 本契約に定める事項について生じた疑義、又は本契約について定めのない事項については、委託者と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。